

一般社団法人広島大学工学同窓会社員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人広島大学工学同窓会定款第12条に規定する社員の選出に関する事項について定めることを目的とする。

(社員の選出資格)

第2条 社員に選出される資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する会員とする。

- (1) 社員に選出される直前の4月1日において連続して2年以上会員として在籍していること。
- (2) 会費を滞納していないこと。

(社員の選出時期)

第3条 社員の選出は、2年に一度実施する。

(選出区)

第4条 社員選出に関する選出区は別表の通りとする。

(社員定数)

第5条 社員の定数は、50名以上60名以内とする。

- 2 選出区別の定数は、選挙が行われる年度の4月1日時点の各選出区の会員数を会員総数で除した数に50を乗じて得た数を基準に理事会で定める。ただし、各選出区の定数は1名を下回らないものとする。

(任期)

第6条 社員の任期は2年とし、その開始は社員に選出された直後の10月1日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第2項の規定に基づき改めて選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、前項の社員の任期と同時に終了するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次条の規定によって選出された社員の任期は、選出された日を開始とし、第1項の社員の任期と同時に終了するものとする。
- 4 再任を妨げない。

(欠員措置)

第7条 社員が定数を下回った場合には、遅滞なく補充のための選出を行う。

(公 示)

第8条 推薦された社員候補者名は、会員への通知書、会誌、ホームページ並びに事務局において公示する。

(社員選出への異議申し立て)

第9条 前条の規定により公示された各社員候補者が社員となることに對し、会員は異議を申し立てることができる。

2 異議を申し立てることができる会員は、当該公示直前の4月1日に在籍し、異議申立日においても在籍している会費を滞納していない会員とする。

(社員の選出)

第10条 公示日から起算して30日以内に異議を申し出た会員の数が、前条第2項に規定する会員総数の100分の5に満たない場合は、社員候補者は社員に選出されたものとする。

2 前項の規定によって、社員に選出された社員候補者の員数が定数を下回る場合は、不足の員数について改めて選出を行う。

(社員候補者選考委員会)

第11条 この法人に社員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、理事又は理事会から独立したものとする。

(選考委員会の任務)

第12条 選考委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 社員候補者の選考基準を策定すること。
- (2) 第2条に定める社員に選出される資格を有する者の中から、前号の選考基準に基づき、在籍地、職業、年齢、性別等を考慮して、社員候補者を選考し推薦すること。
- (3) 社員選出に際し、その運営と管理を行うこと。
- (4) その他社員の選出に関し、必要な事項の検討を行うこと。

(選考委員の選任)

第13条 選考委員会を構成する選考委員は、次の各号のすべてに該当する者とし、総会で選任する。

- (1) 会員であつて、この法人の社員又は役員もしくは職員ではない者であること。
- (2) 選考委員会に出席できること。
- (3) この法人の運営について深く理解していること。

- (4) 選考委員に相応しい見識を有しており、公平かつ公正な選考ができること。
- 2 選考委員の員数は、5人以上10人以内とし、選考委員長は、選考委員が互選する。

(選考委員の任期)

- 第14条 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補充または増員によって就任した選考委員の任期は、他の選考委員の任期と同時に終了する。

(選考委員会の招集と議決)

- 第15条 選考委員会は、選考委員長が招集し、選考委員長が議長となる。選考委員長が不在のときは、出席選考委員の互選によって議長を選出する。
- 2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考委員会の議事は、議長以外の出席選考委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 選考委員会に出席した選考委員に対し、旅費の他日当、謝金を支払うことができる。

(選考委員会事務局)

- 第16条 選考委員会に、事務局を置く。
- 2 事務局は、選考委員長の命を受け、選考委員会の任務を補佐することを目的として、社員候補者の選考と選出に関する事務等を行う。
- 3 事務局に事務局長を置く。
- 4 事務局長の任期は、就任の時から2年とする。ただし、再任することができる。
- 5 この法人は、選考委員会から解任の要求がある場合に限り、任期の途中で事務局長を解任することができる。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人への移行の登記日（平成25年4月1日）から実施する。

別表 選出区

選出区
関東甲信越以北
東海・北陸
近畿
中国（広島を除く）
広島
四国
九州